

「いがいと！福知山ファンクラブ」設置要綱

平成 29 年 6 月 27 日施行

令和元年 5 月 16 日改正

(目的及び設置)

第 1 条 福知山市にゆかりのある方や愛着のある方と福知山市がともに本市の魅力を広く発信し、本市を応援してもらえる方を増やすことを目的として、「いがいと！福知山ファンクラブ」を設置する。

(登録資格)

第 2 条 「いがいと！福知山ファンクラブ」会員（以下「会員」という。）に登録できる方は、福知山市外に在住し、第 1 条に規定する目的に賛同する方とする。
市内在住の方は「いがいと！福知山ファンクラブ」市民会員（以下「市民会員」という。）として、会員の獲得を目的に賛同する方とする。

(登録)

- 第 3 条 登録を希望される方は、住所、氏名、生年月日、メールアドレス等を記入し、福知山市公式ホームページのフォーム、電子メール、はがき、ファクス等の方法により事務局へ登録を申し出る。
または、ふるさと納税者等で本市の情報送付に同意した方に対しては、「いがいと！福知山ファンクラブ」への会員登録の申し出を行ったものとみなす。
- 2 会員は、福知山市民と登録済みの会員からの推薦により登録することができる。その場合、推薦者は被推薦者の意向を確認のうえ福知山市「いがいと！福知山ファンクラブ」登録推薦書を市長に提出する。
 - 3 登録内容の変更または抹消を希望する方は、事務局へ届け出るものとする。

(費用)

第 4 条 会員の登録費および会費は、無料とする。

(会員の役割)

第 5 条 会員は、福知山市の魅力を自分の得意な方法で発信し、福知山市を応援してもらえる方を増やすことに努めることとする。

(事務局)

第 6 条 「いがいと！福知山ファンクラブ」事務局は福知山市秘書広報課内（以下「事務局」という。）に置く。

(市の役割)

第 7 条 事務局は、会員に対し次の役割を担うものとする。

- (1) 福知山市に関する情報の提供
- (2) 会員への特典・サービスの提供
- (3) 会員からの意見や提言に対する対応
- (4) 市民会員に対しては、福知山市に関するメールマガジンの提供
- (5) 前4号に掲げるもののほか、目的達成に必要な活動

(個人情報の保護)

第8条 市長は、福知山市個人情報保護条例（平成16年3月26日条例第22号）の規定に基づき個人情報を適正に取り扱い、登録申請に含まれる個人情報を第6条以外の目的で使用しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、「いがいと！福知山ファンクラブ」の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する